島根県海外展開支援の取組み

島根県しまねブランド推進課海外展開支援室 室長 青砥貴司

令和4年11月30日(水)

県内企業の輸出の状況

○県内企業の貿易(輸出企業数、輸出金額)は一貫して増加傾向にある

<島根県海外展開概況調査結果>



海外取引の拡大に意欲的な県内事業者の自立的な取組を支援し、 海外市場で稼ぐ事業者の増加を通じて、県内産業の活性化を図る。

〇海外展開促進支援事業

- ◇しまね海外展開支援助成金
 - 県内企業の海外販路開拓を支援(1/2補助,100万円上限)
- ◇食品等輸出拡大の支援

海外バイヤーとの商談会開催や現地の専門家による支援



日本食情報発信サイト"Umami Insider"のHP

- ◇(公財)しまね産業振興財団、(独)ジェトロ島根等と連携した輸出支援
- ◇非日系市場参入支援

セミナー等を通じ、輸出人材育成、伴走型商談実践を支援

◇海外ネット販売支援

オンラインストア、国内商社と連携したWEB上でのPR記事掲載

成長著しい新興国など海外へのビジネス展開や、輸出などにより海外需要を取り込もうとする 中小企業の海外展開構想から現地における円滑な事業運営までの一連の取組を支援

○海外ビジネス展開支援事業

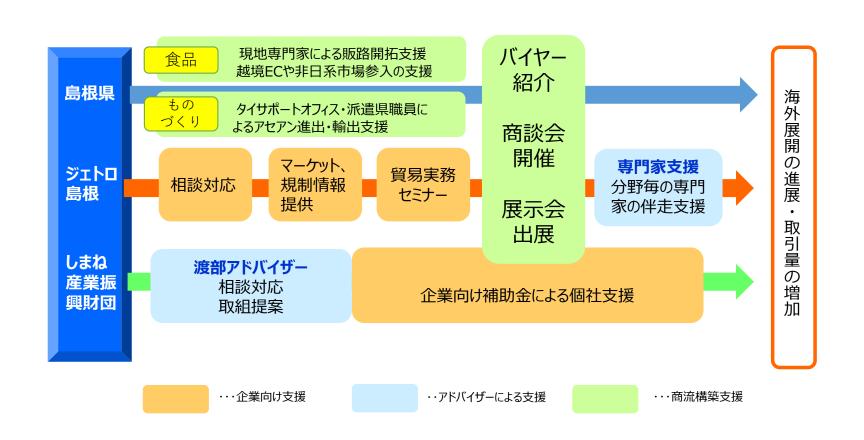
- ◇海外展開支援拠点設置運営事業
 - ・県内企業のアセアンでの事業展開を支援する現地支援拠点「島根・ビジネスサポート
 - ・オフィス」をバンコクに設置、運営
 - ・アセアンの海外展開支援強化のため、タイへ職員を派遣
- ◇グローバル戦略構築支援事業
 - ・海外戦略構築に向けたセミナー・勉強会等の開催
 - ・海外展示会への出展、商談会の開催
 - ・覚書を締結したタイ国立工科大学との連携事業実施
- ◇しまね海外展開支援助成事業
 - ・企業の海外展開の段階に応じて、市場調査、海外進出計画策定、販路開拓、人材確保 育成に要する費用を補助

[助成率] 1/2 [上限額]進出計画300万円、販路開拓等100万円

- ◇支援機関の共同事務所設置運営
 - ・JETRO島根、しまね産業振興財団及び県の海外展開支援部門の3機関を「しまね海外 ビジネスサポートセンター」として共同事務所化し、効果的な海外展開支援を実施



(3)島根県・ジェトロ島根・しまね産業振興財団の支援内容



令和4年度 しまね海外展開支援助成金

~海外展開に必要な経費を助成します~

- *海外販路開拓や現地進出に向けた各種取り組みを助成します。
- * 外国語版ホームページの製作や輸出向け国内商談会への参加等、海外渡航を伴わない 海外展開の取り組みにもご活用ください。

★随時募集 (~2023年2月28日。ただし予算に達し次第締切ります)

1. 対象事業者

県内に主たる事業所を有する、又は助成事業で対象とする自社製品等の 牛産拠点を県内に有する中小企業者等。 ※製造業、サービス業等業種を問いません

2. 助成金のメニュー

1) 現地市場調査等支援事業

- ▶海外展開に向けた市場調査や構想策定に係る費用を支援
- ▶助成率1/2以内 助成限度額1,000千円 (グループの場合2,000千円)

2)海外進出計画策定事業

- ▶海外進出計画の策定や海外子会社設立に係る費用を支援
- ▶助成率1/2以内 助成限度額3,000千円

3)海外販路開拓事業

- ▶海外商取引の実現・拡大に向けて行う以下の事業に係る費用を支援
 - ・商談会、展示会等への出展 ・販売促進活動
- ・輸出向け商品の開発 ・その他海外販路拡大に係る事業活動
- ▶助成率1/2以内 助成限度額1,000千円

4) グローバル人材確保育成事業

- ▶海外展開人材の確保並びに育成に係る費用を支援
- ▶助成率1/2以内 助成限度額1,000千円

5)海外拠点ローカル人材育成事業

- ▶現地中核人材の育成指導に係る費用を支援
- ▶助成率1/2以内 助成限度額1,000千円



- 以下のいずれかに該当し、島根県税の滞納がないことが必要です。
- ①県内に主たる事務所又は事業所を有する、又は助成事業で対象とする製品等の生産拠点を県内に有する中小企 業者であること。
- ②県内に所在する農業組合法人であること。
- ③県内に所在する農事組合法人であること。

- 以下の5種の事業について、必要となる経費を助成いたします。
- ※個別の事業それぞれで申請していただく必要があります。
- ※複数の事業について、同時に申請することが可能です。
- ①現地市場調査等支援事業

現地拠点(現地法人又は支店・工場)を設置して海外への事業展開の構想策定を行う事業です。(個社 は複数社グループでの申請が可能です。)

②海外進出計画策定事業

海外子会社の設立に係る計画の策定や、海外子会社設立手続きを行う事業です。

③海外販路開拓事業

- 海外の事業者等と商取引を行うために実施する次の事業です。
- (1) 商談会、展示会等への参加
- (2) 販売促進活動
- (3)輸出向け商品の開発 (4)その他目的達成に必要と認められる取組み
- ④グローバル人材確保育成事業 海外展開のためのグローバル人材の確保並びに育成を行う事業です。
- ⑤海外拠点ローカル人材育成事業

海外子会社で雇用した(又は海外子会社設立準備段階で親会社が雇用した)現地中核人材の育成指導

実施する事業です。

助成率·助成限度

- ②海外進出計画策定事業: 助成率1/2以内 助成限度額 3,000千円
- ③海外販路開拓事業:助成率1/2以内 助成限度額 1,000千円
- ④グローバル人材確保育成事業:助成率1/2以内 助成限度額 1,000千円
- ⑤海外拠点ローカル人材育成事業:助成率1/2以内 助成限度額 1,000千円

申請について

* 制度や手続きについてご説明いたします。 お気軽にお問合せください。

・交付要綱および申請書類は、当財団HPよりダウンロードできます。

しまね産業振興財団 しまね海外展開支援助成金





・申請書類ならびに添付書類は、下記提出先にご提出ください。

審査につい

審査会においてプレゼンテーションを行っていただき、審査の上採否を決定いたします。

公益財団法人しまね産業振興財団 ▶書類提出・お問い合せ先

販路支援課 国際化支援グループ (担当:浅野、野



津)

TEL:0852-22-6193 E-mail:kaigai@johoshimane.or.jp

ノター内